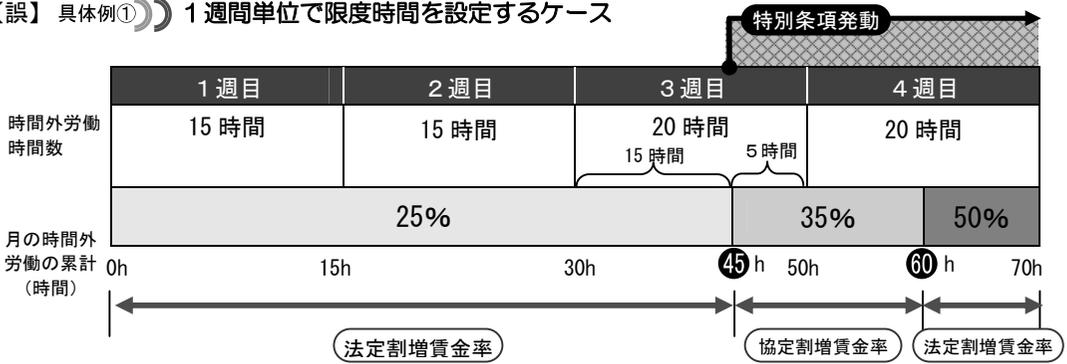


【訂正・追加とお詫び】

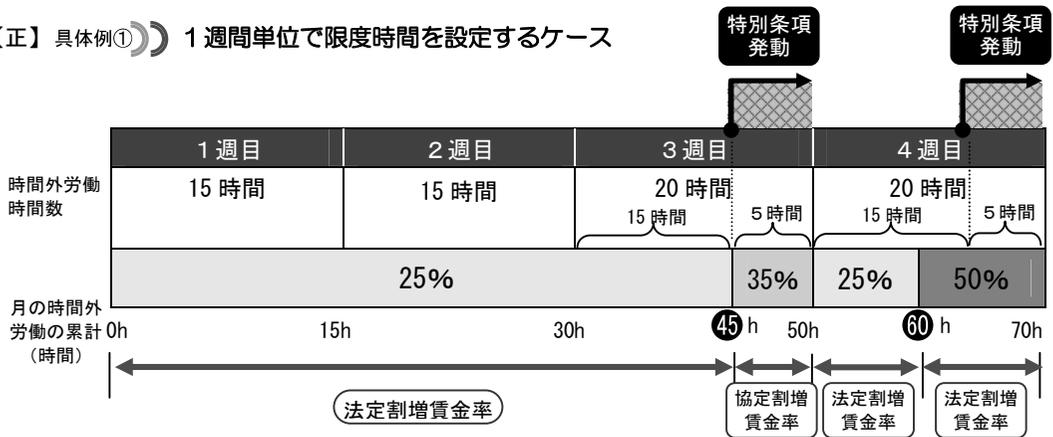
本書『ここが変わった！改正労働基準法』の記載について、下記のとおり一部訂正・追加させていただきます。読者並びに関係者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

(P 47・具体例①の図)

【誤】具体例① 1週間単位で限度時間を設定するケース



【正】具体例① 1週間単位で限度時間を設定するケース



(P 63 特別条項に関する協定書)

※下線部を追加

1. 当該期間の延長時間は、原則として1か月 40 時間、1年 320 時間とする。
2. ドイツ、フランスからの精密工作機械の製作、試運転、据え付け、完納の過程で客先の細部にわたる要求に対応するために、過去の例から相当の作業時間投入が見込まれ、その場合には労使協議のうえ、前項の時間を1か月 70 時間まで、1年 510 時間までとすることができる。
3. 限度時間を超えることのできる回数は、6回までとする。
4. 時間外労働に対する割増賃金率は、次の区分に従いそれぞれ適用する。
 - 1か月 45 時間までの時間・・・ 2割5分
 - 1か月 45 時間を超え 60 時間以下・・・ 3割
 - 1か月 60 時間を超える時間・・・ 5割
 - 1年 360 時間を超える時間・・・ 3割

(P 73 時間単位年休に関する労使協定例) ※2.の前に次の文章を追加(2.以下、項数字繰下げ)

2. 年次有給休暇を時間単位で取得することができる日数は、1年について3日を限度とする。